

國學院大學學術情報リポジトリ

佐賀県立図書館蓮池文庫蔵書籍目録の基礎的考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高山, 節也, Takayama, Setsuya メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000226

佐賀県立図書館蓮池文庫蔵書籍目録の基礎的考察

高山節也

はじめに

佐賀県立図書館の蓮池鍋島家資料のうち、当時の蔵書目録が五種保存されている。『鳴琴堂祕藏經籍譜』・『鳴琴堂續藏書目録』・「旧蓮池文庫目録1」・「旧蓮池文庫目録2」・「旧蓮池文庫目録3」がそれである。筆者は従来鍋島藩における漢籍の受容に関する調査を実施してきたが、そのための資料として当時の実態にちかいいものとして古文書を渉猟するうちに、これらの目録の存在に気付いたのである。これらの目録の持つ価値につい

ては、以前発表した鍋島本藩の『芸暉閣經籍志』の対照表や、二千六年七月発行の『佐賀縣立圖書館藏蓮池鍋島藩關係書籍目録對照表』にも触れているので、ここでは繰り返さない。ただこれらの蓮池関係の蔵書目録には、明確に漢籍分類を意識したものやそれに類するものがあるが、無視し得ない資料価値を持つのであるが、いずれもその成立年を特定しておらず、目録相互の影響関係や目録編纂の順序等についてはあらためて検討する必要があることも同時に述べておいたのである。本稿は『國學院雜誌』特集号の場を借りて、これらの目録の特質や編纂時期等の検討を行わせていただくこととした。おおかたのご批評

をたまわりたい。

一 各目録の書誌と特質

まずこれら五種の目録の書誌と大まかな特徴について述べておきたい。

『鳴琴堂祕藏經籍譜』(蓮091/5)

写本全一冊 匡郭左右双边 縦十三・三 横十・一(単位cm)
 八行二十一字内外 版心「經」「史」等部目墨書 表紙左上に
 「鳴琴堂祕藏經籍譜」の墨書あり 全八十一丁 うち墨付き四
 十六丁 本書外形は縦十八・九 横十二・九 匡郭内書名下部
 に一部墨書書名書き入れ 匡郭上部に一部朱筆書名書き入れあり

まず本文内容に入る前に、本目録の「鳴琴堂」について言及しておきたい。「鳴琴堂」が蓮池鍋島藩第八代鍋島直與(なおとも)の雅号であることは、現存する『鳴琴堂印藪』(蓮074/1)に、石齋刻として「蓮池/侯印」「家在函/茗江上」「鳴

琴/堂圖/書章」「藤直與印」「字/靖卿」「撰津/太守/章」を一括して「古銅鑄印六方面」とすることも明白である。ちなみに、函茗は蓮のつぼみを、撰津太守は直與が撰津守に叙任されていたことを示す。したがって本目の名称は、鍋島直與の蔵書目録ということになる。これを「祕藏」とするのは、特に秘密裏に所蔵したのではなく、中国において皇帝の蔵書を祕書といったことになぞらえているのであろう。ただこの目録が直與生前のものか否かについては、後に改めて検討することとしたい。

本文冒頭に「經類九 一曰易類 二曰書類 三曰詩類 四曰春秋類 五曰禮樂類 六曰孝經類 七曰總經類 八曰四書類 九曰小學類」の分類項目が列記され、さらにそれぞれの項目末尾に総数が計上され、經類末尾に「通算經九類二百一十三部一千一單九本」と記録される。このことは以下の三類についても同様である。ただここで注意するべきは、經類冒頭の配列が本文中において入れ替わる部分のあることで、「總經・四書」が本文では「四書・總經」となっている点である。

次「史類七 一曰正史類 二曰編年類 三曰雜史類 四曰傳記類 五曰史評類 六曰故事類 七曰地理類」 史類末尾に「通算史七類一百一十六部九百一十四本」とある。

次「子類八 一曰諸子類 二曰儒家類 三曰雜家類 四曰小說家類 五曰兵家類 六曰醫家類 七曰藝術家類 八曰類書類」子類末尾に「通算子八類四百七十七部一千六百九十七本」とある。

次「集類三 一曰別集類 二曰總集類 三曰文史類」集類末尾に「通算三類七十部六百八十一本」とある。

次「墨本雖屬書藝古來編目未嘗置于經史子集中別自爲一類今亦從是」とあり 墨本末尾に「通算墨本類一十一部六十一本」とある。以上ここまでがおおむね漢籍である。

以下和書

本文冒頭「和書類七 一曰和歌類 二曰和歌史類 三曰傳記類 四曰神道類 五曰故事類 六曰地理類 七曰雜書類」各部末尾通算は「和歌類」「和歌史類」以外はないため、筆者の計量によれば、全部で二百二十五部一千一十四本である。

かくして、漢籍和書全書の総計は七百七十三部五千三百四十一本となる。実際には各書名の下部等に書き入れの増加分がある。さらに実数は増加するが、本目録成立時の実数は、全書総計数がこれに当たる。和書についても相応の分類がなされているが、計量が全体の総計に及んでいないことや、「傳記類」以下の総計を省く点等に鑑みて、本目録の編纂意図の中心は恐

らく漢籍にあったと思われる。

そのことと関連することであるが、本目録の分類については、漢籍が四部分類によって配列されていることに先ず注目しておきたい。それはこの手の旧式な書目において、四部分類が実際に採用されることの少なさによるのである。ただその四部分類の類目構成については、先に述べたように「易・書・詩・春秋・禮樂・孝經・總經・四書・小學」の順となるが、四部分類の伝統においては「新唐書」藝文志の「易・書・詩・禮樂・春秋・孝經・論語・（讖緯）・經解・小學」のように、禮（樂）を春秋の前に置くのが一般であろう。一方論語（後の論孟あるいは四書）と經解の順序については、『新唐書』藝文志においては論語の後に經解を置く。これは本目録が実質的には四書の後に總經を置くのと同様である。これは一種の混乱のようにも思われるが、其の実は『通志堂經解』における子目各書の配列に、本目録が準拠した結果なのである。このことは、本目録部中の『通志堂經解』子目の配列が、原本經解の配列にほとんど一致することでも明らかである。

史部の分類については七項目を立てるが、『新唐書』藝文志が十三項目、『明史』藝文志が十項目、『四庫全書總目』が十五項目であること等にたいして少ない。ただこの少なさは我が国

における漢籍収集にみえる、四部全体に占める史部の少なさと
いう傾向性にも由来するものであるかもしれない。史部文献が
経部春秋類から独立していく過程での、史部文献の自然増加の
ことに鑑みても、歴史を鑑として認識する中国的歴史観への関
心の程度が示唆されるかもしれない。

子部の分類は八項目を立てる。子部は『七略』九流十家の変
貌の過程で、学派の衰退等によって統合や廃止がなされ、たと
えば『四庫全書總目』の十四家(儒家・兵家・法家・農家・醫
家・天文算法・數術・藝術・譜錄・雜家・類書・小説家・釋
家・道家)のような現状に到達しているのだが、本目録におい
ては、実際の収蔵状況にあわせて少数のものは統廃合して新た
に「諸子」項目を立て、儒家についてはほとんど宋明学系の文
献に統括し、十書に満たないその他の項目、「荀子」等の儒家、
『老子』等の道家、『韓非子』等の法家、『淮南子』等の雜家は、
すべてこの項目に統合した。そのほか、「小説家」の総計が九
十九部という群を抜いた数値を示すのは、『說鈴』『龍威秘書』
『知不足齋叢書』等の子目を、それぞれの分類項目に配分した
結果で、特に『龍威秘書』の子目などは現存の漢籍分類目録の
分類に対比しても、ほとんどが小説家類に分類されるといった
結果を得るのであって、本目録編纂者の力量が確かめられよ

う。なお今述べた分類目録的構成については、四部分類の採用
と同様に当時の目録においてはきわめて稀なことであって、こ
の点についても本目録のレベルの高さがうかがわれるのであ
る。

集部は三類を立てる。集部冒頭には現今では「楚辭類」を立
てるのが一般であるが、本目録ではこれを省いて「總集類」に
入れるのは「楚辭」における複数の編著者の認識によるもので
あろう。『歷代名臣奏議』をここに含めるのも同様である。な
お集部の分類については、『新唐書』藝文志は「楚詞・別集・
總集」、『宋史』藝文志は「楚辭・別集・總集・文史」、『四庫全
書總目』は「楚辭・別集・總集・詩文評」となる。「文史」を
「詩文評」とするのは現今の目録の一般的傾向で、『明史』藝文
志が「別集・總集・文史」の三項立てであるのは、「楚辭」の
あつかいを含めて特殊であり、本目録はこれに倣ったものであ
ろうか。「文史」中に尺牘が含まれることと、「別集」末尾に
『鳴琴堂詩文稿』が置かれていることにも注目しておきたい。
『鳴琴堂詩文稿』は蓮池藩第八代藩主鍋島直興にかかわるもの
で、これについては本目の成立ともからめて、特に後述するこ
ととせらるう。

本来なら四部分類はここで終了するが、この後和書類以前に

特に「墨本類」を立てたのは、本目録の大特徴であり、編纂者の特別な意識によるものと思われる。ここには簡易な序があり、「書藝に属する墨本は本来経史集中には置かれず、おのずから一類を為した」という。たとえば中国南北朝末期の「法書目録」のようなものを意識しているかと思われるが、直與の文化事業や本人の詩文・書画・管弦嗜好に鑑みて、これを特化したと考えるのが最も妥当であろう。和書三点を含む十一點の法帖は、本目とは別の旧目録2に多数の法帖を一括すると好対照となる。各目録成立の順序等とも絡む要素であると思われる。

これ以降は和書目録となる。

和書も七種の項目に分類されている。和書においては漢籍のように定まった分類基準はないようである。したがって、ここにある「和歌」と「和歌史」を区分するとき、やはり独特なものではないかと思われる。それぞれに配当されている書名によれば、「和歌」は『古今和歌集』や『拾遺和歌集』のような和歌本来のものが中心となっているようで、これは当然といえば当然であろうが、「和歌史」については、『土佐日記』や『徒然草』のような何らかの事実を土台にしたようなものが想定されているようである。事実についてそれが歴史的事実にか

かわると「伝記類」として分類され、『平家物語』や『甲陽軍艦』等が配当される。「神道類」は神書関係、「故事類」は有職故実や法令等、「地理類」「雜書類」は説明の要はあるまい。

ここで、本目全体の量的構成を確認しておきたい。漢籍については、経部・二百十三部千九百九冊、史部・百十六部九百四十四冊、子部・四百七十七部千六百九十七冊、集部七十部六百八十一冊、墨本・十一部六十一冊である。全体としては八百八十七部四千四百六十二冊である。(これらの数値は本目に元々計上された数値による)

和書関係書は百二十六部全千十四冊からなっており、本目全体の千十三部五千四百七十六冊に占める割合は、部数で約十二パーセント、冊数では約十九パーセントである。本目に占める和書の割合が約二割弱であることは、当時の文献認識が漢学に傾倒している実情によるものでもあろうし、鍋島直與自身の嗜好や思想にかかわる一面もあろうかと考える。これらの点については、他の目録の書誌や特質の解説の後に、総括的に検討したい。

なお本目下部または上部の書き入れについては、ここでは計上していないが、目録成立に関する検討においては重要な資料

となるものであることを付言しておきたい。

『鳴琴堂續藏書目録』(連091/4)

写本全一冊 無匡郭 書形縦二十七・九横二十・〇 五行字数不定 表紙中央「鳴琴堂續藏書目録」墨書 第一丁表冒頭に「鳴琴堂續藏書目録」標題あり 表紙共全十一丁(墨付き十丁) 一部墨書注記等書き入れ 本文は箱番号四十番から五十番による配列 分類なし 全七十二部四百四十五冊(巻軸十一本を含む)

書名から判断して、本目は『鳴琴堂祕藏經籍譜』(以下『經籍譜』) 編纂以後の増補分の目録ということとなる。その増補の内容を検討してみると、以下のような結果を得た。

末尾の巻軸もの十一本は唐津の住人木崎氏の画本で書籍ではないため、総数から除外して計数すると、邦人による編著書は概数二十部で、漢学関係や漢文表記を除けば、純粹の和書は五指に満たない。それ以外はおおむね漢籍で、四部による分類はないがそれぞれに該当する文献は、經部が十五部、史部が五部、子部が十部、集部が十四部(それぞれ準漢籍含む)、総数

四十四部で全六十一部の過半数を占める。しかも残る十七部のうち、李退溪関係朝鮮漢文二部と、頼襄『日本外史』や古賀煜『崇程』等の日本漢文を除外すれば、純粹の国書はさらに減少するので、おおむね増補内容は漢学的方向性を持つものであることがわかる。これは鍋島直與の集書傾向や嗜好を濃厚に反映しているものと思われる。一方古賀樸『中庸纂釋辨識』古賀煜『崇程』撰人未詳『摘録』には、本文同筆で「直與公御筆」の注記があり、とすれば本目の編纂は直與とはやや距離を置いた人物によるものであろうか。つまり本目は『鳴琴堂祕藏經籍譜』編纂の後、なんらかのきっかけによって取り急ぎ編集された書籍目録ということになる。後に触れる「旧蓮池文庫目録2」にみるように、漢籍叢書等、直與の蔵書印を持つ増加文献がかなりの量にのぼるのである。これらが本目録に著録されないのは、本目録完成以後の収集であったからである可能性は高い。

なお本目記載の書名中二十四部が『經籍譜』と重複していることも不可解ではある。ただしそのうちの十部は『經籍譜』本文下部、あるいは上部の別筆書き入れと重複しており、其の部分は『經籍譜』編纂以後の収蔵本が『經籍譜』に別筆にて増補記入され、さらに本目が編纂されるにあたって新たに本目に入

項されたものとすれば問題はない。むしろ『経籍譜』本文との重複が問題であろう。参考までに本文との重複本をすべて列挙しておく。○内は『経籍譜』冊数である。

古文孝經一冊(同) 現存一冊 文公家禮四冊(二冊) 二禮儀略四冊(同) 現存闕三冊

伊洛淵源錄五冊(三冊) 唐鑑音註六冊(同) 名臣言行錄六冊(同) 現存闕一冊

春秋左氏傳十五冊(同) 中庸輯略二冊(同) 中庸纂釋辨誤三冊(同)

論孟精義十四冊(同) 杜工部千家註八冊(同) 杜詩集註二十四冊(同)

補註李太白集十冊(十二冊) 現存十冊 圓機活法二十冊(同)

ひとつの可能性として、『経籍譜』編纂以後帯出のことがあつて、本目編纂にあたって戻されてきたため新規に入項してしまつたことがあるかもしれない。あくまで推測にすぎないが。

佐賀県立図書館には蓮池藩関係旧目録として、三種の写本が一括して収蔵されている。(蓮091/1~3) がそれである。本稿ではその順序にしたがって書誌・特質等についてみていく

こととしたい。なお以下各目録の標題は、昭和六十年佐賀県立図書館編『蓮池鍋島家文庫目録』による。

「旧蓮池文庫目録1」(蓮091/1)

写本全一冊 匡郭双辺 縦十七・九横十一・九 有界 単魚尾
十行字数不定 茶刷りの原稿箋に墨書 共表紙墨付き五十七丁
五十八丁以下末丁七十三丁まで無字

分類区分等はなく、収納箱あるいは棚番号と思われる「二番」「中い印」等の区分がある。和書漢籍含めて千七十六部六千四百七十五冊が記載される。ただし本目には冊数不明のものや箱数で記載されるものもあるので、総冊数は個々の明らかにされた冊数のみで計上しているため、実数はこれをかかなり上回るものと思われる。

収納番号は「二番」から始まり、ここはほとんどが漢籍で、『経籍譜』の通志堂本の約半数を中心に記載される。次いで「四番」もおおむね漢籍で、史部正史類や経部・子部が混在している。それ以後は和書・漢籍が混在し、特に定まった編纂基準のようなものは感じられない。また各番号に相当数の飛び番

があることも奇妙ではある。ただ本目は、収載部数が最も多いこと、鍋島直與編著書が多数記載されていること、維新以後にかかわる文献とみなしうる『政體京都府職制』『太政官日誌』の記載があること等、他の目録との関係や編纂時期の判断に欠かせない資料を含んでいる点、注目すべきものである。記載叢書は『通志堂經解』（子目一部 総名なし）『漢魏六朝叢書』（増訂漢魏叢書 総名のみ）『說鈴』（総名のみ）の三部を収める。

「旧蓮池文庫目録2」（蓮091/2）

写本全一冊 花獸紋飾匡郭 縦十四・九横十二・五 有界 無魚尾 八行字数不定 横波線文様表紙 表紙左上無字題簽貼付 全六十丁 墨付き五十三丁 匡郭内墨書書名増補あり

本文には分類があるが、漢籍と漢籍以外のものを同等に扱っているようである。「法帖部」は古今の能筆を集めたもので、書画に堪能であった鍋島直與との関係が深いもの、「譯書部」「海防部」は幕末維新にかかわる社会的要請に基づくもので、和書・洋書等混在するが、洋書は基本的に訳本である。これらについても直與との関係には対応に注目すべき点がある。つい

で「經傳部」「史乗部」「諸子部」「詩文部」「醫方部」までがおおむね漢籍であるが、四部分類末尾に医書を附記した点、独自の観点がみられる。最後に「古書部」で再び和書に戻る。ここは純然たる本邦古典籍や国史・故事等を記載して、訳書・海防と対応しているごとくである。本目にも漢籍叢書の記載があるが、『經解』（通志堂經解）『稗海』『檀几叢書』『漢魏六朝叢書』（増訂漢魏叢書）『龍威秘書』『知不足齋叢書』『說鈴』『隨園三十種』は、ごく一部のみ現存する經解を除いて、相当の現存量をもつものである。なお『經籍譜』の項でもふれたが、本目録の著録は『經籍譜』編纂後に収集されたものを多く含んでいる可能性が高い点、注目に値する目録である。

「舊蓮池文庫目録3」（蓮091/3）

写本全一冊 雷文匡郭 縦十七・八横十一・九 有界 無魚尾 九行字数不定 原稿箋に複数手により墨書 卍崩し紋表紙 全四十九丁 墨付き同

本目はごく一部を除いてすべて和書であり、簡単な分類がある。部目は「物語部」（巳ノ箱）「歌書部」（巳ノ箱）「隨筆部」

(午ノ箱)「雑書部」(午ノ箱・未ノ箱)「柳營」(未ノ箱)「地圖部」(未ノ箱)「書書部」(未ノ箱・申ノ箱)「火術部」(申ノ箱)「衣冠部」(申ノ箱)「傳書部」(西ノ箱)「樂書部」(西ノ箱・戌ノ箱)「神書部」(戌ノ箱)「佛書部」(戌ノ箱)からなる。したがって相対的に『經籍譜』との重複は少なく、旧目1・2との重複が多い。全七百六十二部中旧目1との重複は三百九十四部、旧目2との重複は百十二部である。ただそのいづれとも重複が少なく、旧目3の独自の収載傾向を示しているのが「佛書部」であり、旧目2との重複が特に少ないのが「柳營」「書書部」「傳書部」「樂書部」である。また「雑書部」においても、国内遊記や将棋・茶道・食物等、かなり多岐にわたって重複の少なさがみえるが、これは旧目3における和書収載の独自性による可能性もあろう。換言すれば、旧目1と3の共通性として和書の網羅的収載があり、3は和書に特化したうえで分類をも加えたということであろう。

二 各目録の関係と成立について

本節では各目録の関係を中心として、その成立の状況をも推定し、それぞれの目録の資料価値を特定することを目指す。ま

ず各目録にかかわる確定的事項や状況について確認しておきたい。

『鳴琴堂祕藏經籍譜』においては、標題に鍋島直與の雅号を冠して「鳴琴堂祕藏」をうたい、四部分類を基底とした分類目録を形成する専門性を示し、直與本人の『鳴琴堂詩文稿』を集部別集類末尾に置く。本来ここに邦人の編著書を配置するのは分類基準に反することになるが、本目編纂の専門性に鑑みてこれを敢えて強行したことにむしろ意味があるうと思われるのである。つまりこのことは存命する有能な藩主への気遣いによるといえないか。本目の続編である『鳴琴堂續藏書目録』(以下『續目録』)には「直與公御筆」の注記が三点の文献にわたって付されているが、こうした注記を付する理由はなにか。筆者の想定は以下の如くである。

『經籍譜』は直與在世中に有能な儒者に命じて、直與個人の藏書目録として編纂された。ついで直與にかかわる何らかの理由にかかわって、『經籍譜』編纂以後に収集された文献を『續目録』として急遽編纂したが、その折直與自筆の文献が加えられるにあたって、「直與公御筆」の注記を付したのであろう。ただ本目録の掲載文献数が極めて少数であることは、『經籍譜』編纂以後本目編纂までの時間が限定されることを示すのではな

いか。『續目錄』はそれ以後の早い時期に、『経籍譜』はそれ以前となろう。それ以前の年代をより厳密にするためには、まず「鳴琴堂」の号がいつごろから用いられたかを知る必要がある。

本稿第一節冒頭において『鳴琴堂印藪』を引き、石齋刻として「蓮池／侯印」「家在函／莒江上」「鳴琴／堂圖／書章」「藤直與印」「字／靖卿」「撰津／太守／章」を一括して「古銅鑄印六方面」とすることに触れた。これは明らかに直與が「鳴琴堂」の号を使用していた証拠となるが、『鳴琴堂印藪』には「天保庚子孟秋初六日 菡苕漁者」の年記がある。菡苕漁者は「鳴琴堂印藪」に複数の別刻同印が鈐印され、直與本人の別号であることがわかる。とすれば「鳴琴堂」の号は天保庚子（十一年）にはすでに使用されていたことになるのである。天保十一年から直與逝去の元治元年までは二十四年の間があり、その間に入手された書籍にもランダムに鈐印されたのであろう。『経籍譜』所収の書籍にすべてこの鈐印があるわけではない。たとえば経解本については約十部の現存本があるが、これらにはほとんど鳴琴堂印はなく、そのかわり「芙蓉／館／藏書」の印が各書にみえる。また十七史についても、現存する汲古閣本には「成章／館／藏書」の印があるのみである。また現存本との関係でいえば、『観妙齋藏金石文攷略』に「鳴琴／堂圖／書

記」の印があるが、『経籍譜』にはこの書が著録されていない。経解と十七史は大正十一年中野紹太郎著『蓮池傳記』蓮池傳記編纂部によれば、明和五年河野忠右衛門によって経解八十秩・十七史三十秩が献上され、すべて学寮に置かれたという。とすれば成章館は蓮池藩字の名称であるが、芙蓉館はその前身の名称かもしれない。これらが『経籍譜』には揃って著録されているのである。

以上のことから、鳴琴堂が直與の号であり、『経籍譜』が直與の藏書目録であり、『續目錄』が『経籍譜』以後の直與収集文献の目録であろうことは、おおむね了解しうるものと思われる。ただしすべての書籍が網羅された目録ではなかったことも確かめられたごとくである。

次に、目録中に補記された書名が、他の目録の本文中に入項される例について述べておきたい。書名補記の実例は『経籍譜』と「旧目2」にみられる。『経籍譜』は本文下段に別手にて二段書きで補記されるが、おおむねそれぞれの分類項目の末尾に近い部分に書き入れられている。「旧目2」の場合はやはり別手にて各項目末尾に本文のあとに続けて記入されている。

再度確認するが、たとえば『経籍譜』本文の下段に別手で書

き込まれた書名は、本文作成の後に書き込まれたものであることは明白である。作成中に新たな資料を発見すれば、本文に続けて記載するはずである。『経籍譜』の場合は分類項目全書の記載を終え、次の項目名も（あるいはそれに属する書名も）記載し終えた後で、補記を書き入れるために前項末尾の下端から一行ずつ遡及していくという体裁をとる。「旧目2」の場合は余白が十分にあり、その余白に別手にて継ぎ足していくという体裁である。では以下に典型的事例を選択して示す。なお各書名上の数値は、前記対照表に記した各書目上の存在位置を示す。

・『鳴琴堂秘藏経籍譜』における補記

冊数同の事例

15a/3g 『隸辨』 8冊……「續目」7a/2 「旧目1」7b/9 「旧目3」28a/7
 47a/8g 『延喜式』 50冊……「旧目1」9a/10 「旧目2」50b/3 「旧目3」31a/5

下部三種の目録にはすべて本書が当初から入項されており、三種目録はすべて『経籍譜』より後発のものであることがわかる。ただし三種のうちの順序は不明である。

33b/3g 『東垣十書』 20冊……「旧目2」43a/1
 本書は「旧目2」に初めて入項され、その他にはみえない。

37b/8g 『李退溪書抄』 10冊……「續目」1b/5

本書は「續目」に初めて入項され、その他にはみえないものである。

冊数不同の事例

7a/9g 『呂氏讀詩記』 12冊……「旧目1」10a/9 16冊 又
 48b/9 2冊 「旧目2」25a/3 16冊

「旧目1」十六冊本には「内貳本不足」の注記があり、48b/9の二冊を加えて十六冊となる。現存本は十四冊で、48b/9が失われた形である。「旧目2」は本来の冊数であろう。『経籍譜』の十二冊は不明。

26b/2g 『五雜俎』 16冊……「旧目1」14b/4 8冊 「旧目2」32a/6 8冊 「旧目3」17s/7 8冊
 下部三種目録はすべて八冊で、一括して『経籍譜』より八冊少ない。

25a/2g 『讀書錄』 12冊……「續目」2a/3 6冊 「旧目1」12a/4 6冊 「旧目2」32a/8 6冊

前項と同様一括して『経籍譜』より六冊少ない。ただし

「」では「續目」が加わる。

43a/1g『采花物語』41冊……「旧目1」12b/2、6冊「旧目2」52a/1、21冊「旧目c」2a/6、21冊

「旧目1」が九冊、「旧目2・3」が二十一冊で、「旧目1」の減少が最も多く、他の二目は同数で『経籍譜』の約半数となっている。

45a/7g『参考太平記』40冊……「旧目1」8b/1、41冊「旧目2」53a/3、41冊

「旧目1・2」ともに四十一冊で、『経籍譜』より一冊多い。『経籍譜』の誤記を旧目が訂正したということか。

数値の変動がかなり多く、同一書であるか疑わしい場合もあるが、おおむね書き入れ部分の書名を目録本文に入項していることで、これらの目録が『経籍譜』より後に編纂されたであろうことは、明らかである。ただ「旧目1」「旧目2」「旧目3」の編纂順序がどのようになるかについては、なお検討を要する。そのためにこれら三種の旧目録における補記の事例を次に取り上げてみよう。補記の顕著なのは「旧目2」であるので、おのずから事例はここに集約される。

・「旧蓮池文庫目録2」における補記

57b/1『應仁記』1冊……『経籍譜』45b/2g、1冊「旧目1」56a/5、1冊

本書は下部二種の目録にみえるが、そのうち『経籍譜』は再補記部分であるので、正式入項は「旧目1」からということになる。再補記は下段補記の下部に別手で記入されたもので、第一補記よりも遅れて記入されたものである。

58a/8『盛長私記』14冊……『経籍譜』45a/2、26冊「旧目1」9a/8、14冊「旧目3」36a/1、14冊

本書は「旧目2」の補記部分に記載され、「旧目1・3」がいずれも十四冊で入項している。「旧目2」の原本部分「旧目1」や「旧目3」に先行することの証拠となりうる資料である。「旧目1」と「旧目3」の前後関係を含めて、なお資料の精査が必要であろう。

57a/5『本朝通記』20冊……「旧目1」11b/9、20冊
58a/5『北条九代記』12冊……「旧目1」11b/10、12冊

これはいずれも「旧目1」のみに入項された例である。『経籍譜』にもみえない。

57b/4『鷹口伝書』3冊……「旧目1」17b/4、3冊「旧目c」36a/6、3冊

『盛長私記』の場合と同様の事例である。ただしこちらには『経籍譜』の記載がなく、「旧目1」～「旧目3」内部での資料である。

ここでは旧目の関係を示唆する資料を掲げて、「旧目2」が「旧目1」や「旧目3」に先行する目録である可能性の強いことを示した。なお「旧目1」と「旧目3」の前後関係については未詳であるが、ここでいったん視点をかえて、各目録の成立時期に関係して、なんらかの意味を持ちうる記述について述べることにしたい。

・各目録における史料記述

鍋島直與は名君として名高いと同時に、文人としても評価の高い人物であった。そのため生前に残した文人としての業績は十指にあまるものがある。これらを目録上に求めてみると以下のようになる。

- 『経籍譜』 38b/1 『鳴琴堂詩文稿』 5冊冊数抹消
- 38b/1j 『鳴琴堂稿』 6冊書き入れ
- 『續目録』 3a/4 『中庸纂釋辨誤』 3冊直與公御筆
- 3b/2 『崇程』 2冊直與公御筆

- 3b/3 『摘録』 2冊直與公御筆
- 9b/6 『朝聞日抄』 15冊直與編(国總)
- 10a/7 『金石文字記』 4冊直與編(国總)
- 13a/7 『天賜園書畫徵』 1冊
- 15b/2 『鳴琴堂印藪』 1冊天保十一年直與自序
- 19a/2 『金石堂誌稿』 1冊直與編(国總)
- 24a/9 『天賜園書畫記』 1冊
- 36b/4 『天賜公御臨書』 21冊
- 37b/2 『天賜公御臨書』 9冊老峽入り
- 38a/3 『天賜公御臨書』 3冊
- 38a/4 『同』 1冊
- 39a/1 『天賜園硯識』 1冊
- 39a/7 『鳴琴堂稿』 1冊
- 39b/8 『天賜園御寫本』 1冊
- 40b/5 『天賜園準躰表稿』 1冊
- 40b/7 『天賜製藥誌稿』 1冊
- 44b/6 『鳴琴樂徵』 40冊
- 51b/3 『鳴琴堂巾箱叢書集』 1冊
- 40b/4 『鳴琴堂樂徵』 40冊
- 『経籍譜』において『鳴琴堂詩文稿』を入項したにもかかわ

らず冊数を抹消したのは、詩文の数がその時点で確定しておらず、同書上部に『鳴琴堂稿』6冊を書き入れる時点で、作品数が確定したためではないか。本目の補記はすでに触れたが、基本は各分類項目末尾の書き下部にあり、上部書き入れは極めて特異である。このことはこの書き入れがかなり遅れたものであって、しかも冊数訂正に重要な意味があったことを示しているのではないか。本来四部分類は漢籍分類であるので、その集部に邦人の詩文集を入項するのは異常である。それを敢えてしたのは直輿に対する編纂者の敬意の表出であろうか。とすればその直輿がお一冊分の詩文をものしたのであれば、冊数の訂正は必至であるといえよう。さらに推測するなら、その訂正の時期は直輿没後のことであつたかもしれない。なお『鳴琴堂稿』は「旧目1」にも著録されているが、冊数は一冊で、同本とすればかなりの欠損である。このことは「旧目1」の編纂時期の問題ともかわるので、後に再度ふれることとしたい。

『續目錄』の「直輿公御筆」の書き入れについては、公が諡として使用される例もあり、直輿没後の尊称である可能性もあるが、「旧目2」における掲載文献の増加に鑑みてその可能性は極めて低い。むしろすでに推測したように、急遽本目を編集したきっかけが重要であろう。そのきっかけについては、本稿

下文において触れることとしたい。

「旧目1」は極めて多くの直輿関係文献を著録している。「朝聞日抄」「金石文字記」「金石堂誌稿」については、『国書総目録』に直輿の編著書であることと言及があり、ここに抽出した。「金石堂」が直輿の雅号である可能性があるが、『鳴琴堂印數』にも記録されず確証がえられていない。それ以外の文献には「鳴琴堂」と「天賜園」の二系統の雅号が使われている。「鳴琴堂」についてはすでに触れたが、「天賜園」は『鳴琴堂印數』に記録がなく、恐らく『印數』成立の天保十一年以後にこの雅号が用いられるようになったと思われる。蓮池文庫現存漢籍にも少数ながら「天賜園」の印がみえる。少数であることに意味があるかもしれない。

そもそも「天賜園」は、直輿が寺社奉行に推薦されたおり宗藩の妨害で沙汰止みとなり、以後隠遁するにあたって築いた別墅の名であったとされる。直輿の「雲菴道人歸田詩碑」跋文によれば、弘化二年致仕して律詩十篇をものし、嘉永二年これを石に刻して天賜園に建てたとある。天賜園の造営は弘化嘉永の交代頃のことであろう。本目に「天賜」を冠する文献はこれ以後の命名であろうが、『天賜公御臨書』のような書名をみても直輿みずから命名したとはかぎらず、直輿没後の命名もあろう

かと思われる。直與の没年は元治元年六十六才、法号を「天賜院殿雲庵涼樹」という。この方号から「天賜公」の尊称が行われた可能性もあろう。この点『續目録』には「天賜公」尊称がみえないことから、かえって『續目録』の編纂が直與存命中のこととする根拠ともなり得るかもしれない。また『續目録』は掲載文献数が極めて少なく、直與自身の編著書もみえない。それに対して「旧目1」の場合は部数にして千七十六部を掲載し、直與編著書も十七部を数える。恐らく『續目録』は直與にかかわる何らかのきっかけ後急遽編纂されたのに対して、「旧目1」は相当後に網羅的な編集を意図して成立したものでなかったかと思われる。

「旧目3」には『鳴琴堂樂徵』四十冊一部があるのみで、これは「旧目1」にも『鳴琴樂徵』四十冊の掲載があり、いずれが先出するものか一概に決めがたい。『経籍譜』において『鳴琴堂詩文稿』の補記に略称「鳴琴堂稿」があり、これが「旧目1」に入項されたことと、「旧目3」の『鳴琴堂樂徵』に対して「旧目1」に略称「鳴琴樂徵」があることを対応させれば、略称を用いる方が後発であるとの推測はなしうるであろう。

・同名書の冊数変遷

同一書であろうと推測される書名が、各目録に著録される場合がしばしばある。その場合冊数に変化がある場合とない場合があるが、原本は完備しているものの時間の経過とともに減少していくのが一般的傾向であろう。もともとそうした傾向は、個々の具体的状況においては様々な理由で覆ることがあるので、以下の結果はごくおおまかな推測を示すにすぎない。また各目録に渉る著録であっても、すべて同一冊数の場合は無変化ということ、ここでは変化のある事例のみに着目したい。便宜上各目録を以下の略称で示すこととする。

『鳴琴堂祕藏経籍譜』 || M
『鳴琴堂續藏書目録』 || Z

「旧蓮池文庫目録1」 || 1

「旧蓮池文庫目録2」 || 2

「旧蓮池文庫目録3」 || 3

個々の事例において、たとえばMは十冊、1は五冊、2は四冊とある場合はMを最多数とし、2を最小数とする。あるいはMと3は五冊、Zと1は2冊とある場合は、Mと3を最多数とし、Zと2を最小数とする、といった具合に、各目録の最多数と最小数を延べ数でみてみると、以下のような結果が得られた。

M最上位	七十七	最下位	二十九
Z最上位	七	最下位	五
1最上位	三十九	最下位	八十七
2最上位	二十五	最下位	四十七
3最上位	三十	最下位	三十二

Mにおいて最多数を示す事例が七十七例あることは、その他の目録の最上位数と比較して飛び抜けて多く、一方1において最小数を示す事例が八十七例あることは、その他の目録の最下位数と比較してやはり飛び抜けて多いことがわかる。一般的傾向からすれば、Mは直興在位中期ごろの蓮池藩文献状況を反映したものであり、1がもつとも後期の文献状況を反映したものであることが推測されるであろう。なお各数値に関する詳細は本稿末尾に付表として提示する予定である。

ここで今ひとつの史料を提示することによって、「旧目1」の成立年次を具体化しておきたい。その結果はこれまで述べ来たった内容と矛盾することなく、受容されるものであると考え

る。「旧目1」の記載中に、40b/9「政體京都府職制」一冊と、49a7「太政官日誌」六冊がある。「政體京都府職制」の具体的

内容は不明ながら、おそらく京都府の政治的職制に関する内容と思われる。明治維新にかかわって京都府の成立が何時かという点、慶応四年に京都支配の既存の機構を「京都裁判所」と改名し、さらに同年中に「京都府」と改名したことが京都市ホームページにみえる。一方「太政官日誌」については、同じく慶応四年に京都において第一巻が発行され、明治十年に廃刊となった。後の官報のようなもので、政令の報知等によって政局の安定を図る効果があったとされる。この二点はいずれも慶応四年に関わっていて、「旧目1」にこれが著録されているのであれば、本目は間違いなく慶応四年（一八六八）以降の成立ということとなる。ちなみに鍋島直興の没年元治元年（一八六四）から四年後以降ということになる。

最後に叢書と各目の著録状況を確認してみたい。現存する叢書は八種で冊数には異同のあるものもあり、各目録の成立順を考察するうえで参考になるものもあろうかと思われるのである。

『十七史』と『通志堂經解』が、明和五年に河野忠右衛門によって寄贈されたものであることは既に述べた。Mにおいて『十七史』については恐らく完備した部数冊数を示しており、

龍威	乾隆刊	72冊				69冊 (80冊) ○
隨園	乾嘉刊					25冊 (64冊)
知不足齋	乾道刊	32冊				136冊 (240冊) ○一部
說鈴	道光刊	32冊				27冊 (24冊)

通志堂 〓 通志堂經解 檀几 〓 檀几叢書 漢魏 〓 增訂漢魏叢書 龍威 〓 龍威祕書 隨園 〓 隨園三十種
 知不足齋 〓 知不足齋叢書 ○ 〓 鳴琴堂印 乾嘉刊 〓 乾隆嘉慶刊本 乾道刊 〓 乾隆道光刊本

『知不足齋叢書』についてはMより2にいたって激増し、現存にいたって漸減していくが、Mから2への変化については恐らく段階的集書がなされたものであろう。寄贈本ではなく購入本であるための措置であらう。

なおZについては掲載文献が極めて少なく、3については和書に特化されたものであるため、本表には掲載する資料がないことを一言しておく。

三 各目録史料の成立に関する見解

最後にここで取り上げた蓮池鍋島藩関係書籍目録の史料とし

ての位置づけについて、以上の検討から想定しうるであろう見解を述べておきたい。これは筆者なりの結論ともいうべきものであるが、多分に推論の域をでない部分も多く大方の批正を得られれば幸いである。

蓮池鍋島藩第八代藩主鍋島直興(寛政十年〜元治元年)は、鍋島本藩藩主鍋島治茂の第四子として出生、十八才にて蓮池藩第七代藩主鍋島直温の養子となる。養子縁組による藩主にはえてして名君が多く、直興もその例に漏れないとされる。ここでは様々な藩政上の具体的事跡には触れないが、略歴を示しておきたい。

寛政十年 鍋島治茂第四子として出生

文化十二年 蓮池藩主鍋島直温の養子(十八才)

文化十三年 第八代蓮池藩主(十九才)

天保十一年 『鳴琴堂印敷』成る(四十二才)

弘化二年 致仕(四十七才)

同 雲菴道人歸田詩十篇成る

嘉永二年 詩碑天賜園に建つ(五十一才)

元治元年 没(六十六才)

この間直與の活動は、致仕以前も以後も大差なく継続されたことである。その活動を大別すれば、

一 漢学に関すること 古賀侗庵の講書 詩文会 学館に

おける会読や講義

二 和学に関すること 歌会の開催

三 藝術に関すること 楽器演奏のこと 書家・画家・篆

刻家との交流

四 武術に関すること 砲術 弓術 槍術 馬術等 特に

後半生に至って洋式砲術や軍事演習等

といった内容が多見するが、『経籍譜』の著録においては、当

時の最も正統的な学術書に収書の関心が置かれたものと思われる。正統的な学術にたいしては正統的な整理と編纂方式が採用され、学術的人材も確保された結果が『経籍譜』なのであるといえる。そこに「鳴琴堂」の名を冠するのは、こうした学術や藩校への重点の有り様と、直與の藩政方針や文化的嗜好が共鳴した結果であるといえよう。したがって『経籍譜』の編纂は直與藩政の特に前半に、直與の施政方針とも相俟って行われたと推定したい。歌会等についても一定の実績はあげられており、その反映が本目の和書部に反映されているようである。

略歴からいえば、弘化二年の致仕はいかにも唐突であるが、幕府より寺社奉行職の委嘱がなされたについて、本藩からの妨害によって阻止されたことに関わる行動であるといわれる。同年に歸田詩十篇をなしたのはその鬱懐を述べたものに違いない。致仕という異常な行動をきっかけとして『續目録』が作られたと考えるのが、最も自然な見方ではあるまいか。著録された文献の少なさや記述の混乱等、権威ある目録の続編としての自負も窺われない。現状での『経籍譜』以後の収書を補記する目的で、急遽作られた杜撰さの目立つ目録といえよう。

一方直與自身は致仕後も精力的な活動を継続し、同時に漢学・和学・藝術活動も旺盛に行っていたようである。したがっ

てこれらに関する文献の収集も致仕以前にも増して実施されたと思われる。その成果が「旧目2」に反映されているとかがえる。「旧目2」は冒頭に「法帖部」「譯書部」「海防部」を連ね、ついで「經傳部」「史乗部」「諸子部」「詩文部」「醫方部」までがおおむね漢籍であるが、四部分類末尾に医書を附記した点、独自の観点がみられる。最後に「古書部」を置いて和書を古典籍で締めくくった。「法帖部」は古今の能筆を集めたもので、直與の芸術的嗜好に対応する部分、「譯書部」と「海防部」は幕末維新にかかわる社会的要請と武術に関する直與自身の関心や嗜好と対応する部分、次いで「經傳部」「史乗部」「諸子部」「詩文部」「醫方部」は四部分類に医学を附記した『經籍譜』の継承部分、「古書部」は「譯書部」「海防部」が代代的な関心に応じるのにたいして古典的関心に対応する部分であるといえよう。「旧目2」は全体として和書も巻き込んだ分類目録の体裁をとり、その点でも『經籍譜』の改編型であるといえる。本目の成立は致仕後いつ頃まで下りうるものか判断に苦しむのであるが、元治元年直與逝去のことがきっかけとしては考慮しうるかもしれない。筆者が調査した掲載書の年代としては、海防関係書に安政三年のものがあつたので、そこまでは下ることができが、なお下る可能性は十分あると思われる。用紙は装飾的

なもので、筆跡もしっかりした楷書である。

「旧目3」は和書に特化されたもので、しかも分類がなされておき、それなりの編集方針に則った目録であると思われる。「旧目2」の和書が代代的関心としてかなり限定的に選択された和書と古典籍であつたため、より一般的な雑多な和書についてはスポイルされた気味がある。それにたいして本目は、「物語部」「歌書部」「隨筆部」「雜書部」「柳營」「地圖部」「書畫部」「火術部」「衣冠部」「傳書部」「樂書部」「神書部」「佛書部」という、かなり網羅的な構成をとる。そのことが意識してなされたのであるとすれば、本目の編纂は「旧目2」に遅れる編纂ということにならう。書写の用紙や筆跡については「旧目2」同様に明晰なものである。

最後に「旧目1」が残されたが、これには明確な下限があり、明治四年がそれにあたることは既に述べた。ただしこの場合も、「旧目1」がどういう理由で編纂されたかはやはり明確ではない。本目の筆跡はかなり乱暴なもので、判読に苦しむところもある。和漢書混合であると同時に一切分類がない。こうしたところも本目がとりあえずざっと存目を並べたもののように思わせる根拠とならう。直與自身の編著書もかなり掲載されているが、実際に目録としての利用価値としては希薄なのは

ないかとも思わせるのである。廃藩置県にともなう世情の混乱も関係があるかもしれない。

以上多々検討を加えた結果としては、明確な判断を示せた部分は少ない。推論や仮定などによる判断も含まれるが、一応結論として各目録の編纂時期についての想定を復誦しておきたい。

『鳴琴堂祕藏經籍譜』 天保後期から末年ごろまで

『鳴琴堂續藏書目録』 弘化二年直後ごろ

〔旧蓮池文庫目録2〕 弘化二年以後元治ごろまで

〔旧蓮池文庫目録3〕 元治前後ごろ

〔旧蓮池文庫目録1〕 明治四年以降

付表 各目録同名書の冊数変遷

略号説明

M = 鳴琴堂祕藏經籍譜 Z = 鳴琴堂續藏書目録

1 = 旧蓮池文庫目録1 2 = 旧蓮池文庫目録2 3 = 旧蓮池文庫目録3

M最大数例	$M > 1 = 22$ $M > 1 \cdot 2 = 3$ $M > 1 > 2 > 3 = 3$ $M > 1 \cdot 3 = 8$ $M > 1 \cdot Z = 1$ $M > 1 > 2 = 1$ $M > 1 > 3 = 1$ $M > 1 \cdot 2 > Z = 1$ $M > 2 = 21$ $M > 2 > 1 = 2$ $M > 2 > 3 > 1 = 1$ $M > 2 > 1 \cdot Z = 1$ $M > 2 \cdot 3 = 1$ $M > 3 > 1 = 1$ $M > Z > 1 = 1$ $M > 1 \cdot Z > 2 = 2$ $M \cdot 2 > 1 = 1$ $M \cdot 2 > 1 \cdot 3 = 1$ $M \cdot 2 \cdot 3 > 1 = 1$ $M \cdot 3 > 1 = 2$ $M \cdot 3 > 1 \cdot 2 = 1$ $M \cdot Z > 1 = 1$	計77
Z最大数例	$Z > 1 = 5$ $Z > 1 \cdot 3 = 1$ $Z \cdot 1 > M = 1$	計7
1最大数例	$1 > M = 5$ $1 > 2 = 8$ $1 > 3 = 12$ $1 > Z = 2$ $1 > 3 > 2 = 2$ $1 > 2 \cdot 3 = 1$ $1 \cdot 2 > M = 4$ $1 \cdot 2 > 3 = 1$ $1 \cdot 3 > M = 2$ $1 \cdot 3 > 2 = 1$ $1 \cdot Z > M > 2 = 1$	計39
2最大数例	$2 > M = 14$ $2 > 1 = 6$ $2 > 3 = 2$ $2 > 1 \cdot 3 = 1$ $2 \cdot 3 > 1 = 2$	計25
3最大数例	$3 > M > 2 = 1$ $3 > 1 = 22$ $3 > 2 = 3$ $3 > M \cdot 1 = 2$ $3 > 2 \cdot 1 = 1$ $3 \cdot 1 > M = 1$	計30
M最小数例	$1 > M = 5$ $2 > M = 14$ $1 \cdot 2 > M = 4$ $1 \cdot 3 > M = 2$ $3 > M \cdot 1 = 2$ $3 \cdot 1 > M = 1$ $Z \cdot 1 > M = 1$	計29
Z最小数例	$M > 1 \cdot Z = 1$ $M > 1 \cdot 2 > Z = 1$ $M > 2 > 1 \cdot Z = 1$ $1 > Z = 2$	計5
1最小数例	$M > 1 = 22$ $M > 1 \cdot 2 = 3$ $M > 1 \cdot 3 = 8$ $M > 1 \cdot Z = 1$ $M > 2 > 1 = 2$ $M > 2 > 3 > 1 = 1$ $M > 2 > 1 \cdot Z = 1$ $M > 3 > 1 = 1$ $M > Z > 1 = 1$ $M \cdot 2 > 1 = 1$ $M \cdot 2 > 1 \cdot 3 = 1$ $M \cdot 2 \cdot 3 > 1 = 1$ $M \cdot 3 > 1 = 2$ $M \cdot 3 > 1 \cdot 2 = 1$ $M \cdot Z > 1 = 1$ $Z > 1 = 5$ $Z > 1 \cdot 3 = 1$ $2 > 1 = 6$ $2 > 1 \cdot 3 = 1$ $2 \cdot 3 > 1 = 2$ $3 > 1 = 22$ $3 > M \cdot 1 = 2$ $3 > 2 \cdot 1 = 1$	計87
2最小数例	$M > 1 \cdot 2 = 3$ $M > 1 > 2 = 1$ $M > 2 = 21$ $M > 1 \cdot Z > 2 = 2$ $M > 2 \cdot 3 = 1$ $M \cdot 3 > 1 \cdot 2 = 1$ $M \cdot 3 > 1 = 2$ $1 > 2 = 8$ $1 > 3 > 2 = 2$ $1 \cdot 3 > 2 = 1$ $1 \cdot Z > M > 2 = 1$ $3 > M > 2 = 1$ $3 > 2 = 3$	計47
3最小数例	$M > 1 > 2 > 3 = 3$ $M > 1 \cdot 3 = 8$ $M > 1 > 3 = 1$ $M > 2 \cdot 3 = 1$ $M \cdot 2 > 1 \cdot 3 = 1$ $Z > 1 \cdot 3 = 1$ $2 > 3 = 2$ $2 > 1 \cdot 3 = 1$ $1 > 3 = 12$ $1 > 2 \cdot 3 = 1$ $1 \cdot 2 > 3 = 1$	計32